

仕 様 書

1 件名

東京ブランドの推進を目的とした都有施設への屋内外装飾用サイン掲出業務委託

2 目的

東京都は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を実施している。平成29年4月には、東京の魅力を効果的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズを「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に決定した。

本委託業務は、都有施設（合計5施設）にアイコンの屋内外装飾サインを掲出することにより、外国人旅行者受入機運醸成を図るとともに、都民及び外国人旅行者に対し東京ブランドイメージの更なる普及・啓発を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和5年2月1日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

以下5施設とする。

- (1) 上野公園（台東区上野公園・池之端三丁目）
- (2) 東京国際クルーズターミナルボーディングブリッジ（江東区青海二丁目地先）
- (3) 東八潮緑道公園日除け施設（品川区東八潮三丁目1）
- (4) 調布飛行場ターミナル（調布市西町290-3）
- (5) 竹芝客船ターミナル（港区海岸一丁目16-1）

※履行場所については別紙1「掲出施設の所在地、設置場所等について」のとおり

5 業務委託内容

(1) 上野公園

ア 東京ブランド「アイコン」の屋外装飾用サインの制作

以下の内容で屋外装飾用サインの制作を行うこと。

制作数：5面（デザイン5種類）

デザイン：当該データの受注者への受け渡しは、契約締結後、データが出来次第（1月下旬目途）速やかに行う。デザインデータは、東京観光財団（以下「財団」という。）より貸与する（使用ソフトウェア：イラストレータ）。なお、特色（金・銀）の使用はない。

寸 法：別紙2「掲出施設の寸法等」参照

本体素材：スリーエムジャパン株式会社の路面標示材 NEO-CAPS と同等品以上とする。下地の透けないものとする。

その他：作業前に色校正を行うため、指定した素材に、財団から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを提出すること。

イ 東京ブランド「アイコン」の屋外装飾用サイン剥離と掲出

上野公園内の5カ所（以下①から⑤）の路面にて、屋外装飾用サイン掲出を行うこと。
なお、現在掲出物がある箇所については、既存掲出物の剥離及び廃棄作業も行うこと。

場 所：①かえるの噴水池付近、②西郷隆盛銅像付近、③さくら通り
④大噴水（上野動物園側）、⑤大噴水（東京国立博物館側）

剥 離：①②③剥離作業あり、④⑤剥離作業なし

貼り付け下地：石

施工時期：令和5年2月中旬～3月初旬を目途とし、契約締結後に財団と調整すること。

その他：掲出位置は、契約締結後に財団と調整すること。接着力確保のため、プライマーP48等を塗布する等、下地処理を行ってから貼り付けること。シートは必要に応じて、掲出時にカットすること。

（2）東京国際クルーズターミナルボーディングブリッジ

ア 東京ブランド「アイコン」の屋内装飾用サインの制作

以下の内容で屋内装飾用サインの制作を行うこと。

制作数： 天井、及び壁面4カ所 × 2基
（デザイン：天井1種類、壁面1種類）

デザイン：当該データの受注者への受け渡しは、契約締結後、データが出来次第（1月下旬目途）速やかに行う。デザインデータは財団より貸与する（使用ソフトウェア：イラストレータ）。なお、特色（金・銀）の使用はない。

寸 法：別紙2「掲出施設の寸法等」参照

本体素材：溶剤系インクジェットプリンター用白色又は透明マテリアル
スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ280 または IJ180 mC-10 と同等品以上とする。

ラミネート素材：
インクジェットメディア用オーバーラミネートフィルム
スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ4116N と同等品以上とする。
その他：作業前に色校正を行うため、指定した素材に、財団から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを提出すること。

イ 東京ブランド「アイコン」の屋内装飾用サインの掲出

施設内の以下の場所にて、屋内装飾用サイン掲出を行うこと。

場 所：ボーディングブリッジの内天井及び内壁面（2基）

貼り付け下地：アルポリック

施工時期：令和5年2月中～下旬を目途とし、契約締結後に財団と調整すること。

その他： 掲出位置は、契約締結後に財団と調整すること。

接着力確保のため、必要に応じて目地を下地処理し、シート上部の端部に係る下地を温めてから貼り付けること。

掲出時、シートの一部が掲出面からはみ出る場合は、必要に応じてカットする等の調整を行うこと。

(3) 東八潮緑道公園日除け施設

ア 東京ブランド「アイコン」の屋外装飾用サインの制作

以下の内容で屋外装飾用サインの制作を行うこと。

制作数：約10枚（デザイン約10種類）

デザイン：当該データの受注者への受け渡しは、契約締結後、データが出来次第（1月下旬目途）速やかに行う。デザインデータは財団より貸与する（使用ソフトウェア：イラストレータ）。なお、特色（金・銀）の使用はない。

寸法：別紙2「掲出施設の寸法等」参照

本体素材：溶剤系インクジェットプリンター用白色又は透明マテリアル

スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ280 または IJ180 mC-10 と同等品以上とする。

ラミネート素材：

インクジェットメディア用オーバーラミネートフィルム

スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ4116N と同等品以上とする。

その他： 作業前に色校正を行うため、指定した素材に、財団から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを提出すること。

イ 東京ブランド「アイコン」の屋外装飾用サインの掲出

施設内の以下の場所にて、屋外装飾用サイン掲出を行うこと。

場 所：日除け施設の柱（東京国際クルーズターミナル駅（ゆりかもめ）から東京国際クルーズターミナルまでの連絡通路）

貼り付け下地：鉄骨柱

施工時期：令和5年2月中～下旬を目途とし、契約締結後に財団と調整すること。

その他： 掲出位置は、契約締結後に財団と調整すること。

接着力確保のため、必要に応じて、シート上部の端部に係る下地を温めてから貼り付けること。

掲出時、シートの一部が掲出面からはみ出る場合は、必要に応じてカットする等の調整を行うこと。

(4) 調布飛行場ターミナル

ア 東京ブランド「アイコン」の屋内装飾用サインの制作

以下の内容で屋内装飾用サインの制作を行うこと。

制作数：3面（デザイン3種類）

デザイン：当該データの受注者への受け渡しは、契約締結後、データが出来次第（1月下旬目途）速やかに行う。デザインデータは財団より貸与する（使用ソフトウェア：イラストレータ）。なお、特色（金・銀）の使用はない。

寸 法：別紙2「掲出施設の寸法等」参照

本体素材：溶剤系インクジェットプリンター用白色又は透明マテリアル

スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ280 または IJ180 mC-10 と同等品以上とする。下地の透けないものとする。

ラミネート素材：

インクジェットメディア用オーバーラミネートフィルム

スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ4116N と同等品以上とする。

その他：作業前に色校正を行うため、指定した素材に、財団から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを提出すること。

イ 東京ブランド「アイコン」の屋内装飾用サインの掲出

施設内の以下の場所にて、屋内装飾用サイン掲出を行うこと。

場 所：ターミナル1階 待合スペース上部（正面及び左右）

貼り付け下地：ガラス

施工時期：令和5年2月～3月上旬を目途とし、契約締結後に財団と調整すること。

ターミナル閉鎖後の17時00分以降に施工すること。

その他：掲出位置は、契約締結後に財団と調整すること。

目地部分は、財団と相談の上、必要に応じてフィルムカットを行うこと。

接着力確保のため、必要に応じて、シート上部の端部に係る下地を温めてから貼り付けること。

掲出時、シートの一部が掲出面からはみ出る場合は、必要に応じてカットすること。

（5）竹芝客船ターミナル

ア 東京ブランド「アイコン」の屋内装飾用サインの制作

以下の内容で屋内装飾用サインの制作を行うこと。

制作数：①待合所上4面、②窓口上10面（デザイン計14種類）

デザイン：当該データの受注者への受け渡しは、契約締結後、データが出来次第（1月下旬目途）速やかに行う。デザインデータは財団より貸与する（使用ソフトウェア：イラストレータ）。なお、特色（金・銀）の使用はない。

寸 法：別紙2「掲出施設の寸法等」参照

本体素材：①待合所上 ターポリン

②窓口上 溶剤系インクジェットプリンター用白色マテリアル

スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ280 または IJ180 mC-10 と同等品以上とする。

①②とも、下地の透けないものとする。

ラミネート素材：

インクジェットメディア用オーバーラミネートフィルム

スリーエムジャパン株式会社の品番 IJ4116N と同等品以上とする。

その他：作業前に色校正を行うため、指定した素材に、財団から貸与するデザインデータをプリントしたカットサンプルを提出すること。

イ 東京ブランド「アイコン」の屋内装飾用サインの掲出

施設内の以下の場所にて、屋内装飾用サイン掲出を行うこと。

場 所：ターミナル1階第一待合所 ①待合所上4面、②窓口上10面

貼り付け下地：①壁紙、②ガラス

施工時期：令和5年2月～3月上旬を目途とし、契約締結後に財団と調整すること
となお、施工時間は船舶入着港の少ない14時～17時頃を予定している。

その他：掲出位置は、契約締結後に財団と調整すること。

掲出時、シートの一部が掲出面からはみ出る場合は、必要に応じてカットすること。

①については、下地に直接フィルム貼付することが不可のため、直接フィルムを貼付しない方法で施工すること（掲出デザインを印刷したターポリンをガンタッカーで止める等）。また、掲出箇所内の行灯やモール部分を避けて掲出し、モール部分には掲出デザインと同色のテープを貼るなどして目立たないように施工すること。落下の可能性を最小限に抑え、かつ落下した場合も歩行者等に被害が生じにくい方法で施工すること。

②については、既存掲出物への重ね貼りも可とする。

6 全体に関すること

（1）メンテナンス

掲出したサイン等について、掲出状態に不具合が生じた場合は、財団の指示に基づき受託者において迅速に対応すること。

（2）作業工程の打合せ

受託者は、契約締結後、直ちに財団と綿密な打合せを行うとともに、施設管理者等と連絡調整を行い、契約の履行円滑化を図ること。また、設置のための工程・方法等について適切な計画を立てること。作業内容の詳細な調整については、その都度、財団等と協議すること。

（3）事故の防止

ア 受託者は、実施に関する全てについて、危険防止等の安全策を講じること。また、責任を持って全作業を完了すること。

イ 受託者は、その責任において、通行の妨げや安全に支障を及ぼさないよう、万全の注意を払うこと。作業員に対してその趣旨を徹底すること。

ウ 万一事故等が発生した場合は、受託者の責任において適切に処理するとともに速や

かに財団に通知すること。

(4) 東京都及び財団職員の立ち合い

受託者は、業務中、東京都及び財団職員（以下「職員」という。）の立ち合いを認めること。職員が業務に関して説明を求めた場合、受託者は適切に回答を行うこと。

(5) 損害の賠償

受託者は、業務中または業務中以外であっても、受託者の作業不良による原因で東京都財団またはその他の第三者に対して損害を与えた場合は、その賠償の全責任を負うものとする。

(6) 廃棄物等

受託者はサイン設置にかかる廃棄物を可能な限り制御するとともに、やむを得ず発生した廃棄物に関しては、関係法令等に基づき適正な対応を行う。また、廃棄物の処理に伴い発生したマニフェストを提出すること。

(7) 貸与物品

財団が受託者に対して貸与したものは、履行後速やかに返却すること。

(8) その他

この仕様書の解釈に疑義が生じた場合は財団と協議すること。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 完了報告等

受託者は、本契約において必要な書類等の他に、完了報告書及び設置前、作業中及び設置後の写真、設置位置を記載した資料を紙及び電子データで1部提出すること。電子データに関しては CD-R 等外部記憶装置（OS は Windows とすること。）にて提出すること。写真は概ね500万画素以上で撮影したデータとする。

契約代金の支払いは業務内容の完了と提出物等の提出後一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

内容	提出物等	請求範囲
外壁装飾用サインの掲出業務	・ 委託完了届 ・ 実施報告書	5、6に係る業務範囲

(2) 提出物の形式等

ア 委託完了届

別紙3「委託完了届」参照のこと。

イ 実施報告書

A4版縦、横書きカラー、Microsoft Wordにより、掲出された広告全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁等は財団と協議のうえ決定する。

※Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等を使用する場合には別紙として添付すること。

8 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）から（4）までの規定は、「8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10 委託事項・関係法令の遵守

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 本契約における個人情報とは、当財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名及びメールアドレス等を指すものとする。
- (3) 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 本事業実施にあたり、財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、

当該事業者が当事業における個人情報扱う場合は、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマーク と同程度の認証書類

1 2 その他

- （1）仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定することとする。
- （2）その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- （3）本事業の委託者は財団であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- （4）天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- （5）財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当者連絡先： 公益財団法人 東京観光財団 総務部 観光情報課 川島、和栗 電話： 03-5579-2681 / FAX： 03-5579-8785 Email： kawashima@tcvb.or.jp
